

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和5年9月

桐 生 市

目次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	桐生市における農業生産、農業構造等	1
2	効率的かつ安定的な農業経営の目標の基本的な考え方	1
3	育成すべき経営体の育成・確保の考え方及びこれを支援していくための諸施策	1
4	地域営農の活性化と多様な担い手育成の考え	2
5	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	2
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の目標	3
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	3
第3	第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	3
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	3
2	市が主体的に行う取組	4
3	関係機関との連携・役割分担の考え方	4
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	4
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	4
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する事項	4
2	農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	5
第5	経営基盤強化促進事業に関する事項	5
1	法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	6
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	6
3	農業協同組合が行う農作業の委託の斡旋の促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	8
第6	その他	8
附則		9
別紙1(第2関係)		10
別紙2(第2の2関係)		18

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 桐生市における農業生産、農業構造等

桐生市は、群馬県の東部に位置し、東は栃木県足利市に接し地域の中心部に渡良瀬川が流れている。地形は、足尾山地や赤城山の山麓から渡良瀬川流域の平坦地まで変化に富んでいる。内陸性の気候で、気温の変化が大きく、冬季に赤城おろしの北風強く寒冷な時期もあるが、降雪はまれで、降水量も比較的少なく晴天が多い温暖な地域である。

耕地は、標高 80m から 750m の間の市街地近接の平坦地から山間部にまで及びそれぞれの立地条件に合わせ畜産や野菜、稲作、果樹等の農業が営まれている。

2 効率的かつ安定的な農業経営の目標の基本的な考え方

桐生市は、このような地域の農業構造の現状及び見通しの下に、農業を職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、効率的かつ安定的な農業経営の目標を定めて、市農業の将来を担う意欲ある農業者の確保・育成を図るとともに、その目標に向けての農業経営の改善を計画的に推進しようとする農業者に対し農用地利用集積の推進、経営の合理化、農業経営基盤の強化を推進するための措置を総合的に講ずるものとする。

具体的には、市内及び周辺地域において営まれている優れた農業経営等を踏まえ次のとおり主たる従事者が他産業従事者と遜色ない年間労働時間の水準を達成しつつ市内及び周辺地域の他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保し得る効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が市内の農生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。

また、目標設定に関しては、令和 12 年とする。

目標年間労働時間	主たる従事者 1 人当たり 1,750～2,000 時間程度
目標年間農業所得	主たる従事者 1 人当たりおおむね 380 万円 (個別経営体当たり おおむね 600 万円)

3 育成すべき経営体の育成・確保の考え方及びこれを支援していくための諸施策

これらの目標を達成するため、地域の話し合いを基本に次のように育成・確保を図る。

(1) 土地利用型農業の担い手

地域の実情に応じて、「農業経営基盤強化促進事業」を積極的に活用することにより、農地利用の集積や作業の受委託を促進し、規模拡大を推進する。併せて、農用地利用改善団体の土地利用調整活動等による農地の連担化を図り、生産性の向上や経営の改善を促進する。

また、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、経営体としての体制が整ったものについては、法人化へ誘導を図る。

(2) 土地集約型農業の担い手

産地の形成とコストの低減、高収益作物の導入、ブランド化を推進し、高品質・高付加価値型農業の経営を育成する。

(3) その他の担い手

① 新たに就農しようとする意欲ある者については、現に効率的かつ安定的な農業経営を確立した先進的農家での研修等を通じ育成・支援するシステムを整備する。

② 農業生産において女性が重要な役割を担っていることから、農業経営改善計画の協同申請の推進や女性農業者による集落営農組織への参加・協力を通じ、女性の農業経営へのより一

層の参画を促進する。

- ③ 農業を振興すべき地域にあっては、農業以外の土地需要との秩序ある調整を図りつつ、優良農用地の確保と良好な生産環境の維持に努めるほか、生産性の高い農業の実現を図るため、土地基盤整備を引き続き総合的に推進する。
- ④ 中山間地域等にあっては、耕作放棄地等の活用を進め、生産基盤と併せ生活環境の整備を促進することにより、農村の活性化に努めるものとする。

なお、このような目標等に則し、効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するため、低利融資等の農業金融対策の効果的な推進を図るとともに、経営の改善と持続性を図る観点から、女性農業者等多様な農業従事者意欲と能力を十分発揮できる家族経営協定等の推進や必要に応じ経営の法人化を誘導する。

4 地域営農の活性化と多様な担い手育成の考え

本市農業の健全な発展を図るためには、効率的かつ安定的な農業経営を目指す農家と、小規模農家、生きがい農家や土地持ち非農家とが相互に利益を享受できることが重要であることから、地域内の話し合いの下に、農地、労働力、機械・施設などの農業基盤を地域として有効に活用する仕組(地域営農システム)作りを進めることにより、地域資源の維持管理等についての役割分担を明確にし、農地利用の円滑な集積、作付け地の団地化・作業の受委託の推進と地域のコミュニティの形成を促進する。

(1)効率的かつ安定的な農業経営を補完する受委託組織等

市、農協等が参画した第3セクターや他産業から参画したサービス事業者等の農作業受委託組織については、効率的かつ安定的な農業経営を補完するものとして育成を図る。

(2)効率的かつ安定的な農業経営の育成母体となる生産組織

地域及び営農の実態等に応じた多様な生産組織を育成するとともに、経営の効率化を図り、経営体として体制が整ったものについては、法人化を誘導する。

(3)他産業からの参入

地域活性化と農地を農地として有効利用を図る観点から、農地所有適格法人以外の法人の農業参入を支援し、地域の担い手として育成を図る。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1)新規就農の現状

桐生市の令和4年の新規就農者は2人(雇用就農含む)で、過去5年間の平均を見ても年4人と少ないため将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2)新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を倍増するという新規就農者の確保・定着目標や群馬県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標年間170人を踏まえ、桐生市においては年間20人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を10年間で10法人の増加を図る。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

桐生市及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人あたり1750~2000時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開

始から 5 年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(2 に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の 6 割程度の農業所得、すなわち主たる従事者 1 人あたりの年間農業所得 230 万円程度)を目標とする。

(3)新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については桐生地区農業指導センターや新田みどり農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の目標

第 1 に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に桐生市及び周辺で展開している優良事例を踏まえつつ、桐生市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

別紙 1

第 2 の 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第 1 に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に桐生市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、桐生市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

別紙 2

第 3 第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、農業指導センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営体等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業指導センター、農業委員会や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

更に、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、群馬県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が主体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- (1) 農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- (2) 個々の集落(地域計画の作成区域)では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、農業指導センター及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、群馬県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、本市の区域内において後継者がいない場合は、群馬県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。更に、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する事項

前記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用(農作業受委託を含む。)の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
40.0%	

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

2 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1)農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

桐生市の平坦部においては、施設野菜、露地野菜、畜産等土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業等の効率化が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、中山間地域では圃場が傾斜地に多く、点在しているため農地利用条件が悪く、土地基盤整備は、一部地域を除き遅れており、露地野菜、水稻等の比較的小規模での農業経営となっている。

(2)今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は、更に農業従事者の高齢化が進んでくることが予想され、このままでは担い手は受けきれない農地が出てくるのが考えられる。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため、桐生市農業再生協議会等支援組織と連携を図り、農業経営基盤強化の強化を促進するための措置を講ずる。

(3)関係団体等との連携体制

市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

第5 経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、群馬県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5の「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、桐生市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産活動の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は、農業経営基盤強化促進事業として次に掲げる事業を行う。

- ① 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえて、それぞれの地域で重点的に実施するものとする。更に、農用地利用改善団体に対して、特定農業法人制度についても啓蒙に努め、必要

に応じて農用地利用改善団体が、特定農業法人制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催については、幅広い農業者の参画を図るため、市の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図ること。

参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の現地コーディネーター、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域を中心とする農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこと。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農林振興課に設置すること。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ること。

市は、地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて農地中間管理機構に対する利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施すること。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1)農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2)区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。

(3)農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4)農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他の構成員の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5)農用地利用規程の認定

- ① (2)に規程する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。
- ② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当する時は、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適切に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 市は、②の認定をした時は、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示場への掲示により公告する。
- ④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6)特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認める時は、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行例(昭和55年政令第219号)第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について、(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当する時は、(5)の①の認定をする。
 - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をする者であること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について、農作業の委託を行いたい旨の申し出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けること、又特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規定」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画と見なす。

(7)農用地利用改善団体の勸奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定を行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基

づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8)農用地利用改善事業の指導、援助

① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業指導センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構(公益財団法人群馬県農業公社)等の指導、助言を求めてきた時は、桐生市農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるよう努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託の斡旋その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1)農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体に農作業受委託の斡旋の促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るための農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには、利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2)農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合による農作業の受委託の斡旋等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託の斡旋窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行うとする者から申し出があった場合は、農作業の受委託について斡旋に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3)農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図ることとする。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項について

は、別に定めるものとする。

附則

この基本構想は、平成7年2月28日から施行する。

附則

この基本構想は、平成12年3月31日から施行する。

附則

この基本構想は、平成13年9月3日から施行する。

附則

この基本構想は、平成16年9月1日から施行する。

附則

この基本構想は、平成18年8月17日から施行する。

附則

この基本構想は、平成22年6月1日から施行する。

附則

この基本構想は、平成24年3月30日から施行する。

附則

この基本構想は、平成26年9月19日から施行する。

附則

この基本構想は、平成28年12月13日から施行する。

附則

この基本構想は、令和3年12月27日から施行する

附則

この基本構想は、令和5年9月21日から施行する。

この通知の施行に伴い、改正前の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の規定に基づき実施している事業等に対する同構想の適用については、なお従前の例による。

農業経営の基本的指標

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
1 水稻 + 小麦 + 施設野菜 (ナス、ホレソウ) + 露地野菜 (ブロッコリー)	作付面積 水稻 200a 小麦 400a 半促成ナス 20a 雨よけホレソウ ウ 20a (20a×2.5作) ブロッコリー 50a 経営面積 4.7ha	<資本装備> (中型機械化体系) ・トラクター(35ps) ・田植機 (4条3戸共同) ・自脱型コンバイン (5条3戸共同) ・施肥播種機 (8条3戸共同) ・穀物乾燥機 (50石3戸共同) ・野菜移植機 ・管理機(7ps) ・動力噴霧機 ・トラック(2t、軽) <その他> ・水稻は箱施用剤と省力 型除草剤利用により、防 除回数の削減と省力化 ・ナスは購入苗利用により 育苗作業の省力化を図る ・ナスは受粉ハチ利用による 受粉作業の省力化を図る ・ナスは適正な整枝・せん 定により収量と品質の向 上を図る ・ナスは、天敵利用による 化学農薬の低減を図る ・ホレソウは半促成ナスの後 作で2.5回作付	・雇用労働力の安 定的確保 ・簿記記帳による 経営収支の把握と コスト節減 ・良質堆肥と有機 質肥料を主体とし た施肥により生産 安定を図る ・農機具の保守管 理を徹底し、使用 年数の延長による 機械コストの低減を 図る	家族労働力 2人 雇用労働力 1人 収穫・調整作業に 対するパート雇用 チェックリストに基づく労 働安全の確保 定期的な休日の確 保 家族経営協定の締 結
2 露地野菜 (ナス、ブロッコ ー、ホレソウ) + 水稻 + 養蚕	作付面積 ナス 20a ブロッコリー 130a ホレソウ 40a 水稻 50a 養蚕 5箱 経営面積 2.9ha (うち桑園 50a)	<資本整備> (中型機械化体系) ・トラクター(35PS) ・田植機 (4条3戸共同) ・自脱型コンバイン (3条3戸共同) ・穀物乾燥機 (20石3戸共同) ・播種機 ・野菜移植機 ・管理機(7ps) ・動力噴霧機 ・飼育室 ・自動収繭毛羽取機 ・暖房機 ・トラック(2t、軽) <その他> ・水稻は箱施用剤と省力 型除草剤利用により、防 除回数の削減と省力化 ・ナスは接ぎ木購入苗利用	・雇用労働力の確 保 ・簿記記帳による 経営収支の把握 とコスト節減 ・良質堆肥と有機 質肥料を主体とし た施肥により生産 安定を図る ・農機具の保守管 理を徹底し、使用 年数の延長による 機械コストの低減を 図る	家族労働力 2人 雇用労働力 1人 収穫・調整作業に 対するパート雇用 チェックリストに基づく労 働安全の確保 定期的な休日の確 保 家族経営協定の締 結

		<ul style="list-style-type: none"> ・ナスはV字仕立てにより収量と品質の向上を図る。 ・ブロックローテーションによる露地野菜の連作障害の軽減 		
3 露地野菜 (キュウリ、ダイコン、ホレンソウ、ネギ) + 水稻	<p>作付面積</p> <p>夏秋キュウリ 20a ダイコン 30a ホレンソウ 50a ネギ 40a 水稻 50a</p> <p>経営面積 1.7ha</p>	<p><資本整備> (小型機械化体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(25PS) ・田植機(4条 3戸共同) ・自脱型コンバイン(3条 3戸共同) ・穀物乾燥機(20石 3戸共同) ・播種機 ・簡易ネギ移植機 ・ネギ皮むき機 ・ダイコン洗浄機 ・管理機(7ps) ・動力噴霧機 ・トラック(1t、軽) <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水稻は箱施用剤と省力型除草剤利用により、防除回数の削減と省力化 ・ブロックローテーションによる露地野菜の連作障害の軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用労働力の確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節約 ・良質堆肥と有機質肥料を主体とした施肥により生産安定を図る ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による 	<p>家族労働力 2人 雇用労働力 1人</p> <p>収穫・調整作業に対するパート雇用</p> <p>チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>定期的な休日の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>
4 施設野菜 (トマト、キュウリ)	<p>作付面積</p> <p>促成トマト 25a 抑制キュウリ 25a</p> <p>経営面積 0.25ha</p>	<p><資本整備> (小型機械化体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(21ps) ・土壤消毒機(2条) ・暖房機(温風式) ・管理機(7ps) ・動力噴霧機 ・大型連棟ハウス(2,500㎡) ・トラック(1t、軽) <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トマト、キュウリは購入苗利用による育苗の省力化と選果機利用による省力化 ・減化学肥料・減農薬栽培 ・地域有機物資源活用による土作り 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設トマト、キュウリは高品質生産を行い、ブランド品として有利販売の実現させる ・ブランド品としての有利販売の実現 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト削減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る 	<p>家族労働力 3人</p> <p>収穫・調整作業に対するパート雇用</p> <p>チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>定期的な休日の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>
5 施設野菜 (キュウリ)	<p>作付面積</p> <p>促成キュウリ 25a 抑制キュウリ 25a</p> <p>経営面積</p>	<p><資本整備> (小型機械化体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(21ps) ・土壤消毒機(2条) ・暖房機(温風式) ・管理機(7ps) ・動力噴霧機 ・大型連棟ハウス(2,500㎡) ・トラック(1t、軽) <p><その他></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用労働力の確保 ・キュウリの出荷規格の簡素化と平箱コンテナによる定数詰め出荷 ・簿記記帳による経営収支の把握と 	<p>家族労働力 2人 雇用労働力 1人</p> <p>収穫・調整作業に対するパート雇用</p> <p>チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>定期的な休日の確保</p>

	0.25ha	<ul style="list-style-type: none"> ・キュウリは購入苗利用による育苗の省力化 ・地域有機物資源活用による土作り 	<p>コスト節減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る 	<p>保</p> <p>家族経営協定の締結</p>
6 施設野菜 (キュウリ) + 露地野菜 (キュウリ)	<p>作付面積</p> <p>促成キュウリ 20a</p> <p>抑制キュウリ 20a</p> <p>夏秋キュウリ 10a</p> <p>経営面積</p> <p>0.3ha</p>	<p><資本装備> (小型機械化体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(21ps) ・土壤消毒機(2条) ・暖房機(温風式) ・管理機(7ps) ・動力噴霧機 ・大型連棟ハウス(2,000㎡) ・トラック(1t、軽) <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・キュウリは購入苗利用による育苗の省力化 ・地域有機物資源活用による土作り 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用労働力の確保 ・キュウリの出荷規格の簡素化と平箱コンテナによる定数詰め出荷 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る 	<p>家族労働力 2人</p> <p>雇用労働力 1人</p> <p>収穫・調整作業に対するパート雇用</p> <p>チェックリストにもとづく労働安全の確保</p> <p>定期的な休日の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>
7 施設野菜 (キュウリ、ホレンソウ)	<p>作付面積</p> <p>促成キュウリ 25a</p> <p>雨よけホレンソウ 25a (25a×2作)</p> <p>経営面積</p> <p>0.25ha</p>	<p><資本装備> (小型機械化体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(21ps) ・土壤消毒機(2条) ・暖房機(温風式) ・播種機 ・管理機(7ps) ・動力噴霧機 ・大型連棟ハウス(2,500㎡) ・トラック(1t、軽) <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・キュウリは購入苗利用による育苗の省力化 ・地域有機物資源活用による土作り ・ホレンソウは半促成ナスの後作で2回作付 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用労働力の確保 ・キュウリの出荷規格の簡素化と平箱コンテナによる定数詰め出荷 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る 	<p>家族労働力 2人</p> <p>雇用労働力 1人</p> <p>収穫・調整作業に対するパート雇用</p> <p>チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>定期的な休日の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>
8 施設野菜 (ナス、ホレンソウ)	<p>作付面積</p> <p>半促成ナス 30a</p> <p>雨よけホレンソウ 30a (30a×2.5作)</p> <p>経営面積</p> <p>0.3ha</p>	<p><資本装備> (小型機械化体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(21ps) ・播種機 ・管理機(7ps) ・動力噴霧機 ・暖房機 ・パイプハウス(3,000㎡) ・トラック(1t、軽) <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナスは購入苗利用により育苗作業の省力化を図る ・ナスは受粉機利用による受粉作業の省力化を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・良質堆肥と有機質肥料を主体とした施肥によりブランド品としての有利販売 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 	<p>家族労働力 3人</p> <p>収穫・調整作業に対するパート雇用</p> <p>連棟ハウス、暖房機の導入による換気労働力の軽減</p> <p>基づく労働安全の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・ナスは適正な整枝・せん定により収量と品質の向上を図る ・ナスは、天敵利用による化学農薬の低減を図る ・ホレソウは半促成ナスの後作で2.5回作付 		
9 果樹 (ブドウ専作)	<p>作付面積 ブドウ 75a</p> <p>経営面積 0.75ha</p>	<p><資本装備> (中型機械化体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(21ps) ・スピートスプレヤー(500L) ・直売施設 ・ブドウ棚 ・雨よけハウス ・軽トラック <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨よけ栽培による高品質生産 ・直売方式に適した品種構成と栽培体系 	<ul style="list-style-type: none"> ・高級化・多様なニーズへの対応 ・直売、宅配便利用による付加価値販売 ・多様な品種による販売期間の長期化を図る ・パソコン利用による顧客のデータ管理 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 	<p>家族労働力 2人</p> <p>ジベリン処理に対する雇用</p> <p>チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>自走式運搬作業台車による作業の軽減</p> <p>定期的な休日の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>
10 施設花き (バラ専作)	<p>作付面積 バラ(周年) 35a</p> <p>経営面積 0.35ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄骨ハウス(3,500㎡) ・ハウス内カーテン(3,500㎡) ・養液栽培装置一式 ・温風暖房機 ・ヒートポンプ ・自動防除機 ・動力噴霧機 ・環境制御装置一式 ・冷蔵庫(2坪) ・出荷調製場 ・軽トラック <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施肥管理の徹底 ・温度管理による周年出荷 ・複合環境制御システムの導入 ・湿式低温輸送体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・パート雇用の安定確保 ・市場動向を踏まえた品種選定 ・共同販売による高品質バラの安定出荷体制の整備 ・法人化による経営基盤の強化 ・パソコン利用による販売データ及び経営管理 	<p>家族労働力 3人 雇用労働力 2人</p> <p>収穫荷造り作業に対するパート雇用</p> <p>チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>給料制・休日制の導入</p> <p>家族経営協定の締結</p>
11 施設花き (シクラメン、アジサイ)	<p>作付面積 シクラメン 20a アジサイ 40a (施設20a) (露地20a)</p> <p>経営面積</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄骨ハウス(2,000㎡) ・ハウス内カーテン(2,000㎡) ・栽培ベンチ(2,000㎡) ・温風暖房機 ・動力噴霧機 ・液肥混入機 ・土壌消毒機 ・ホイローダー ・フォークリフト(1.5t) 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用労働力の確保 ・オリジナル品種の育成によるブランド品づくり ・市場及び実需者への契約販売 	<p>家族労働力 2人 雇用労働力 4人</p> <p>鉢上げ、手入れ、出荷作業に対するパート雇用</p> <p>チェックリストに基づく労働安全の確保</p>

	0.4ha	<ul style="list-style-type: none"> ・軽トラック <その他> ○共通 ・ギフト向け大鉢規格と量販向け中小鉢規格の生産 ・底面給水や点滴チューブ給水技術等の導入による省力化 ・複合環境制御システムの整備 ○シラメン ・セル苗導入による育苗省力化 ・栄養診断による施肥体系 ○アジサイ ・挿木増殖と露地での育苗 ・冬季加温による促成早期出荷 	<ul style="list-style-type: none"> ・直売による販路確保 ・法人化による経営基盤の強化 ・パソコン利用による顧客のデータ管理、経営管理 	<p>給料制・休日制の導入</p> <p>家族経営協定の締結</p>
12 シタケ	<p>経営規模</p> <p>シタケ(年植菌) 27,000本 (稼働ホダ場 54,000本)</p> <p>経営面積</p> <p>0.4ha (ホダ場)</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・シタケ発生室 ・養成ハウス ・人工ホダ場 ・浸水槽 ・運搬車(3駆、クローラー型) ・自動植菌機 ・乾燥機 ・フォークリフト ・軽トラック <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・シタケは共選による共同出荷と単位農協による周年出荷 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用労働力の安定的確保 ・ホダ場の活用 ・直売所・道の駅等と絡ませたシタケの販路拡大 ・簿記記帳による経営収支の把握と越すと節減 ・出荷データの分析と販売管理 	<p>家族労働力 3人 雇用労働力 2人</p> <p>収穫・調整作業に対するパート雇用</p> <p>チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>定期的な休日の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>
13 シタケ + 露地野菜 (ナス、ホウレンソウ) + 水稲	<p>経営規模</p> <p>シタケ(年植菌) 15,000本 (稼働ホダ場 30,000本)</p> <p>作付面積</p> <p>ナス 15a ホウレンソウ 15a 水稲 50a</p> <p>経営面積</p> <p>0.65ha (うち0.3haはホダ場)</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・シタケ発生室 ・養成ハウス ・人工ホダ場 ・浸水槽 ・運搬車(3駆、クローラー型) ・自動植菌機 ・乾燥機 ・フォークリフト ・トラクター(21ps) ・田植機(4条3戸共同) ・自脱型コンバイン(3条戸共同) ・穀物乾燥機(20石 3戸共同) ・播種機 ・土壌消毒機 ・マルチ張り機 ・動力噴霧機 ・軽トラック <p><その他></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用労働力の確保 ・ホダ場の活用 ・直売所・道の駅等と絡ませたシタケの販路拡大 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・出荷データの分析と販売管理 ・良質堆肥と有機質肥料を主体とした施肥により生産安定を図る 	<p>家族労働力 3人 雇用労働力 1人</p> <p>収穫・調整作業に対するパート雇用</p> <p>チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>定期的な休日の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・シタケは共選による共同出荷と単位農協による周年出荷 ・ナスは接ぎ木購入苗利用 ・ナスはV字仕立てにより収量のと品質の向上を図る 		
14 養豚専作 (養豚一貫)	飼養頭数 種雌豚 90頭 種雄豚 7頭 育成豚 22頭 肥育豚 900頭	<資本装備> ・分娩・離乳豚舎 ・妊娠豚舎 ・種雄豚舎 ・育成群飼場 ・自動給餌・給水装置 ・堆肥化施設 ・除ふんスレーパー ・ハキューム ・ショベルローダー ・尿浄化槽 <その他> ・分娩・乳豚舎はユニット式とする ・肥育豚舎はセミユニット式または開放式 ・分娩は無看護方式 ・自動飼料給与システム ・ふんは完熟堆肥化 ・尿は法定基準浄化で河川放流 ・年間分娩回数 2.2回 ・離乳頭数 9.46頭/腹 ・出荷時日齢 185日 ・出荷時体重 114kg ・枝肉重量 75.2kg ・年間1母豚当たり出荷頭数 20.2頭 ・上物率 60%以上	・法人化による経営基盤の強化 ・パソコンによる経営管理 ・繁殖成績管理 ・肥育成績管理	家族労働力 2人 休日制の導入 給料制の導入 チェックリストに基づく労働安全の確保 家族経営協定の締結
15 酪農専作 (つなぎ飼 い飼養)	飼養頭数 経産牛 45頭 育成牛 19頭 (経産牛1頭 当たり乳量8 ,200kg) 飼料作物 作付実面積 9h (飼料自給率 TDN35%以上)	<資本装備> つなぎ飼い・ハイラインミルク ー方式 ・牛舎・付属施設 ・ミルク(4ユニット) ・バルククーラー(1,500リットル) ・トラクター(105、77ps:共有) ・飼料作栽培作業機械一式(共有) ・飼料作収穫作業機械一式(共有) ・堆肥化施設 <その他> ・粗飼料自給を基本とする資源循環型の経営 ・経営体周辺への飼料畑の集積 ・家畜排せつ物の堆肥化と利用の促進 ・粗飼料・濃厚飼料の分離給与方式	・複式簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底 ・青色申告の実施 ・パソコン活用による経営分析 ・牛群検定の活用	家族労働力 3人 ヘルパーの活用による休日制の導入 チェックリストに基づく労働安全の確保 家族経営協定の締結

		<ul style="list-style-type: none"> ・飼料作物生産の機械利用組合方式の導入(5戸共同) ・計画的肉畜生産(F1) ・受精卵移植技術による高能力確保 ・育成牛の牧場委託育成 		
16 酪農専作 (放し飼い飼養)	<p>飼養頭数</p> <p>経産牛 70頭 育成牛 35頭 (経産牛1頭当たり乳量9,000kg)</p> <p>飼料作物</p> <p>作付実面積 9ha (飼料自給率TDN35%以上)</p>	<p><資本装備></p> <p>フリーストール・ミルクパラー方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・牛舎・付属施設 ・ミルクパラー(6頭×2) ・バルククーラー(2,500ℓ) ・トラクター(100、85ps:共有) ・飼料作栽培作業機械一式(共有) ・飼料作収穫作業機械一式(共有) <p>堆肥発酵施設</p> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・粗飼料自給を基本とする資源循環型の経営 ・経営体周辺への大区画飼料畑の集積造成 ・飼料作物生産の機械利用組合方式の導入(3戸共同) ・コントラクターの利用 ・家畜糞尿の堆肥化と堆肥の利用促進 ・混合飼料(TMR)給与方式 ・計画的肉畜生産(F1) ・受精卵移植技術による高能力確保 ・育成牛の牧場委託育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底 ・青色申告の実施 ・パソコン活用による経営分析 ・牛群検定の活用 	<p>家族労働力 2人</p> <p>ヘルパーの活用による休日制の導入</p> <p>チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>家族経営協定の締結</p>
17 肉牛専作 (肉専用種肥育)	<p>飼養頭数</p> <p>肥育牛 160頭 (黒毛和種)</p>	<p><資本装備></p> <p>群飼育・自動給餌体系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個体別管理哺育舎 ・群飼育舎 ・自動給餌機 ・ショベルローダー ・大型扇風機 ・飼料貯蔵庫 ・堆肥舎 ・ダンプトラック(2t) <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・素牛は過肥のものを避ける肥育前期までは消化の良い粗飼料をTDN20%以上給与する。 ・素牛導入月齢8ヵ月齢 ・出荷月齢 28ヵ月齢 ・出荷体重 720kg 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用労働力の確保 ・複式簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底 ・パソコンによる飼料給与設計 ・優良系統分析 ・市況情報管理 	<p>家族労働力 2人 雇用労働力 1人</p> <p>休日制の導入</p> <p>チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>給料制の導入</p> <p>家族経営協定の締結</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・枝肉重量 454kg ・DG 0.75kg 		
18 肉牛専作 (肉用交雑 牛肥育)	飼養頭数 肥育牛 260頭 (交雑種)	<p><資本装備> 群飼育・自動給餌体系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別管理哺育舎 ・群飼育舎 ・自動給餌機 ・シヨベルローダー ・大型扇風機 ・飼料貯蔵庫 ・堆肥舎 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スモールで導入、育成後肥育の経営 ・飼養管理方法は踏み込み式(カックス等)での牛房群飼方式とする ・素牛導入月齢1.5ヵ月齢 ・出荷月齢 25ヵ月齢 ・出荷体重 746kg ・枝肉重量 455kg ・DG 0.95kg 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用労働力の確保 ・複式簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・パソコンによる飼料給与設計 ・出荷データ管理 ・市況情報管理 	<p>家族労働力 2人 雇用労働力 1人</p> <p>休日制の導入</p> <p>チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>給料制の導入</p> <p>家族経営協定の締結</p>
19 養鶏 + 稲作	飼養頭数 採卵鶏 22,000羽 育雛 4,000羽 作付面積 水稻 100a 経営面積 1.0ha	<p><資本装備> 自動給餌、自動集卵体系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成鶏舎 ・育成舎 ・育雛舎 ・自動給餌機 ・自動収卵機 ・トラクター(21ps) ・田植機(4条 3戸共同) ・自脱型コンバイン(4条 3戸共同) ・大型扇風機 ・乾燥機(24石3戸共同) ・動力噴霧機 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産卵重年1羽当たり19kg ・産卵率83%以上 ・オールインオールアウト方式 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用労働力の安定的確保 ・複式簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・パソコンによる鶏群管理 	<p>家族労働力 2人 雇用労働力 1人</p> <p>休日制の導入</p> <p>チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>給料制の導入</p> <p>家族経営協定の締結</p>

農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

営農類型	経営規模(a)	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様
1 露地野菜 (ナス・ブロッコリー・ホレンソウ)	作付面積 ナス 15 ブロッコリー 30 ホレンソウ 20 経営面積 50 全て借地	資本装備	規格等	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産農家との連携による良質堆肥の確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る。 	家族労働力 2 人 チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結
		農作業場	100 m ²		
		育苗パイプハウス	150 m ²		
		トラクター	21ps		
		管理機	7ps		
		播種機	1 条		
		動力噴霧機	30L/分		
		ロータリー	1.5m		
		軽トラック			
		その他			
2 施設野菜 (トマト・キュウリ)	作付面積 促成トマト 25 抑制キュウリ 25 経営面積 25 全て借地	資本装備	規格等	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用労働力の安定確保 ・畜産農家との連携による良質堆肥の確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る ・出荷規格の簡素化による平箱コンテナによる定数詰め出荷 	家族労働力 2 人 チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結
		農作業場	100 m ²		
		鉄骨ハウス	2500 m ²		
		灌水施設			
		灌水井戸	1 基		
		燃料タンク	2KL		
		トラクター	21ps		
		管理機	7ps		
		動力噴霧機	30L/分		
		ロータリー	1.5m		
3 施設野菜 (ナス・ホレンソウ)	作付面積 ナス 20 ホレンソウ 20 経営面積 25 全て借地	資本装備	規格等	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用労働力の安定確保 ・畜産農家との連携による良質堆肥の確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 	家族労働力 2 人 (作業の一部で不足する労働力を雇用により確保) チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保
		農作業場	100 m ²		
		パイプハウス	2000 m ²		
		貯油タンク, 防油堤	1.8KL		
		トラクター	21ps		
		暖房機	400 坪用		
		動力噴霧機	30L/分		
		管理機	7ps		

			<table border="1"> <tr><td>土壌消毒機</td><td>2条</td></tr> <tr><td>ロータリー</td><td>1.5m</td></tr> <tr><td>播種機</td><td>1条</td></tr> <tr><td>保冷库</td><td>2坪</td></tr> <tr><td>マルチャー</td><td>高畦</td></tr> <tr><td>軽トラック</td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">・ナスは購入苗、受粉ハ、天敵等の利用により作業の省力化及び適切な整枝により収量・品質の向上を図る</td></tr> <tr><td colspan="2">・ホウレンソウはは種時期をずらし、長期出荷する</td></tr> </table>	土壌消毒機	2条	ロータリー	1.5m	播種機	1条	保冷库	2坪	マルチャー	高畦	軽トラック		その他		・ナスは購入苗、受粉ハ、天敵等の利用により作業の省力化及び適切な整枝により収量・品質の向上を図る		・ホウレンソウはは種時期をずらし、長期出荷する		<ul style="list-style-type: none"> 農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る。 	家族経営協定の締結																						
土壌消毒機	2条																																												
ロータリー	1.5m																																												
播種機	1条																																												
保冷库	2坪																																												
マルチャー	高畦																																												
軽トラック																																													
その他																																													
・ナスは購入苗、受粉ハ、天敵等の利用により作業の省力化及び適切な整枝により収量・品質の向上を図る																																													
・ホウレンソウはは種時期をずらし、長期出荷する																																													
4	施設野菜 (ホウレンソウ専作)	<table border="1"> <tr><td>作付面積</td><td>30</td></tr> <tr><td>ホウレンソウ</td><td></td></tr> <tr><td>経営面積</td><td>30</td></tr> <tr><td>全て借地</td><td></td></tr> </table>	作付面積	30	ホウレンソウ		経営面積	30	全て借地		<table border="1"> <tr><td>資本装備</td><td>規格等</td></tr> <tr><td>農作業場</td><td>100 m²</td></tr> <tr><td>パイハウス</td><td>3000 m²</td></tr> <tr><td>トラクター</td><td>21ps</td></tr> <tr><td>管理機</td><td>7ps</td></tr> <tr><td>播種機</td><td>1条</td></tr> <tr><td>動力噴霧機</td><td>30L/分</td></tr> <tr><td>ロータリー</td><td>1.5m</td></tr> <tr><td>保冷库</td><td>2坪</td></tr> <tr><td>トラック</td><td>1t</td></tr> <tr><td>その他</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">・雨よけパイハウスを利用した年間5回転の周年栽培</td></tr> <tr><td colspan="2">・夏季の栽培は、高温・日朝などの関係で栽培しにくいので、遮光などの適切な栽培管理と適正品種の選択を図る</td></tr> </table>	資本装備	規格等	農作業場	100 m ²	パイハウス	3000 m ²	トラクター	21ps	管理機	7ps	播種機	1条	動力噴霧機	30L/分	ロータリー	1.5m	保冷库	2坪	トラック	1t	その他		・雨よけパイハウスを利用した年間5回転の周年栽培		・夏季の栽培は、高温・日朝などの関係で栽培しにくいので、遮光などの適切な栽培管理と適正品種の選択を図る		<ul style="list-style-type: none"> 畜産農家との連携による良質堆肥の確保 簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 家族労働力 2人 チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結 						
作付面積	30																																												
ホウレンソウ																																													
経営面積	30																																												
全て借地																																													
資本装備	規格等																																												
農作業場	100 m ²																																												
パイハウス	3000 m ²																																												
トラクター	21ps																																												
管理機	7ps																																												
播種機	1条																																												
動力噴霧機	30L/分																																												
ロータリー	1.5m																																												
保冷库	2坪																																												
トラック	1t																																												
その他																																													
・雨よけパイハウスを利用した年間5回転の周年栽培																																													
・夏季の栽培は、高温・日朝などの関係で栽培しにくいので、遮光などの適切な栽培管理と適正品種の選択を図る																																													
5	施設野菜 (キュウリ専作)	<table border="1"> <tr><td>作付面積</td><td>20</td></tr> <tr><td>促成キュウリ</td><td></td></tr> <tr><td>抑制キュウリ</td><td>20</td></tr> <tr><td>経営面積</td><td>20</td></tr> <tr><td>全て借地</td><td></td></tr> </table>	作付面積	20	促成キュウリ		抑制キュウリ	20	経営面積	20	全て借地		<table border="1"> <tr><td>資本装備</td><td>規格等</td></tr> <tr><td>作業舎</td><td>100 m²</td></tr> <tr><td>温室</td><td>2000 m²</td></tr> <tr><td>かん水施設</td><td></td></tr> <tr><td>かん水井戸</td><td>1基</td></tr> <tr><td>燃料タンク</td><td>2KL</td></tr> <tr><td>トラクター</td><td>36ps</td></tr> <tr><td>歩行型トラクター</td><td>8ps</td></tr> <tr><td>動力噴霧機</td><td></td></tr> <tr><td>土壌消毒器</td><td>2条</td></tr> <tr><td>温風暖房機</td><td>400坪用</td></tr> <tr><td>トラック</td><td>1t</td></tr> <tr><td>その他</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">・購入苗利用による育苗の省力化</td></tr> <tr><td colspan="2">・地域有機物資源活用による土づくり</td></tr> </table>	資本装備	規格等	作業舎	100 m ²	温室	2000 m ²	かん水施設		かん水井戸	1基	燃料タンク	2KL	トラクター	36ps	歩行型トラクター	8ps	動力噴霧機		土壌消毒器	2条	温風暖房機	400坪用	トラック	1t	その他		・購入苗利用による育苗の省力化		・地域有機物資源活用による土づくり		<ul style="list-style-type: none"> 雇用労働力の安定確保 畜産農家との連携による良質堆肥の確保 簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る。 出荷規格の簡素化による平箱コンテナによる数詰め出荷 	<ul style="list-style-type: none"> 家族労働力 2人 雇用労働力(出荷調整等) チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結
作付面積	20																																												
促成キュウリ																																													
抑制キュウリ	20																																												
経営面積	20																																												
全て借地																																													
資本装備	規格等																																												
作業舎	100 m ²																																												
温室	2000 m ²																																												
かん水施設																																													
かん水井戸	1基																																												
燃料タンク	2KL																																												
トラクター	36ps																																												
歩行型トラクター	8ps																																												
動力噴霧機																																													
土壌消毒器	2条																																												
温風暖房機	400坪用																																												
トラック	1t																																												
その他																																													
・購入苗利用による育苗の省力化																																													
・地域有機物資源活用による土づくり																																													
6	花き (シクラメン・鉢アジサイ)	<table border="1"> <tr><td>作付面積</td><td>10</td></tr> <tr><td>シクラメン</td><td></td></tr> </table>	作付面積	10	シクラメン		<table border="1"> <tr><td>資本装備</td><td>規格等</td></tr> <tr><td>農作業場</td><td>100 m²</td></tr> <tr><td>鉄骨ハウス</td><td>1000 m²</td></tr> </table>	資本装備	規格等	農作業場	100 m ²	鉄骨ハウス	1000 m ²	<ul style="list-style-type: none"> 雇用労働力の安定確保 簿記記帳による経 	<ul style="list-style-type: none"> 家族労働力 2人 +雇用労働力(作業の一部で不足する労働力を雇用により確 																														
作付面積	10																																												
シクラメン																																													
資本装備	規格等																																												
農作業場	100 m ²																																												
鉄骨ハウス	1000 m ²																																												

		鉢アジサイ 20 (施設 10) (露地 10) 経営面積 20 全て借地	ハウス内カーテン 1000 m ² 貯油タンク・防油堤 1.8KL 井戸 栽培ベンチ(固定) 1000 m ² 暖房機 10万 Kcal 液肥混入器 動力噴霧機 30L/分 ホイルローダー バケツ0.2 m ³ その他 ・底面給水技術の導入による省力化と施肥体系の確立 ・ハウスは複合環境制御システムを装備	営収支の把握とコスト節減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る。 ・直売による販路確保	(保) チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結
7	果樹 (ブドウ)	作付面積 ブドウ 50 経営面積 50 全て借地	資本装備 規格等 ブドウ樹 作業所兼直売所 200 m ² 格納庫 50 m ² ブドウ棚 雨よけハウス スปีトスプレー 500L 乗用草刈機 トラクター 21ps 軽トラック その他 ・雨よけ栽培による高品質生産 ・直売方式に適した品種構成と栽培体系	・雇用労働力の安定確保 ・畜産農家との連携による良質堆肥の確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る。 ・直売、宅配便利用による付加価値販売 ・多様な品種による販売期間の長期化を図る	家族労働力 2人 雇用労働力(作業の一部で不足する労働力を雇用により確保) チェックリストに基づく労働安全の確保 定期的な休日の確保 家族経営協定の締結